**南幌町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領**

　（趣旨）

第１　町が発注する建設工事又は物品の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下｢資格者｣という。）の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

　（指名停止）

第２　町長は、資格者が別表指名停止基準の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、

　情状に応じて別表指名停止基準の各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について

　指名停止を行うものとする。

２　町長が指名停止を行ったときは、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止

　に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、

　指名を取り消すものとする。

（指名停止期間の特例）

第３　資格者が１の事案により別表各項の指名停止要件の２以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

２　資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それ

　ぞれ別表各項に定める短期の２倍（当初の指名停止の期間が１箇月に満たないときは、1.5倍）

　の期間とする。

（１）　別表指名停止基準の停止要件に係る指名停止の期間の満了後１箇年を経過するまでの間

　　（指名停止の期間中を含む。）に、同表停止要件に該当することとなったとき。

（２）　別表指名停止基準第９項から第１５項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後３

　　箇年を経過するまでの間に、同表資格要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場　　合を除く）。

３　町長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表指名停止基準各項及び

　前２項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期

　間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　町長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせた

　ため、別表指名停止基準各項及び第１項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必

　要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍まで延長することができる。

５　町長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な

　事由が明らかとなったときは、別表指名停止基準各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名

　停止の期間を変更することができる。

６　町長は、別表第１２項又は第１５項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

７　町長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなっ

　たと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第４　町長は、第２第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責

　を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、

　元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

２　町長は、第２第１項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業

　体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）

　について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

３　町長は、第２第１項又は前２項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

４　町長は、指名停止の期間中の資格者に対し、第３第５項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前３項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第３第５項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

５　町長は、指名停止の期間中の資格者に対し、第３第６項の規定による指名停止の解除を行うときは、第１項から第３項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第３第６項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

　（随意契約等の相手方の制限）

第５　課等の長は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方又は競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認をうけたときはこの限りではない。

　（下請等の禁止）

第６　町長は、指名停止の期間中の資格者が町の発注した契約に係る工事等の全部若しくは一部

　を下請し、又は受託することを承認してはならない。

　（停止要件該当者の報告等）

第７　課等の長は、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに

　競争入札参加指名停止内申書（別記第１号様式。以下｢内申書｣という。）により町長に報告する

　ものとする。

２　町長は、前項の規定による報告を受理したときは、直ちに、内申書を競争入札参加資格審査

　委員会（以下｢資格審査委員会｣という。）に提出するものとする。

　（指名停止の審査）

第８　資格審査委員会は、第７第２項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申

　に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、審議を行い当該資格者の競争入札への参加指名の停止及びその期間について町長へ報告し決定を受けるものとする。

　（指名停止等の通知）

第９　資格審査委員会は、第８の規定による町長の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参

　加指名停止書（別記第２号様式）により通知し課等の長に対し競争入札参加指名停止通知書（別

　記第３号様式）により通知するものとする。

２　資格審査委員会は、第８の規定による町長の決定を受けたもののうち、第４第３項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から、当該共同企業体についても指名停止となる旨を周知させることができる。

　（指名停止期間の変更及び指名停止の解除）

第10　第７、第８及び第９の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合についても

　準用する。この場合において、資格者に対し指名停止期間の変更にあっては競争入札参加指名停止期間変更通知書（別記第２号様式その２）により、指名停止の解除にあっては競争入札参加指名停止解除通知書（別記第２号様式その３）により通知するものとする。

　（指名停止の決定前における措置）

第11　資格審査委員会の委員長は、第８の規定に基づく指名停止の決定前において別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。この場合において、資格審査委員会の委員長は、速やかに課等の長に対し、当該決定の内容を通知するものとする。

２　資格審査委員会の委員長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、町長と協議するものとする。

　（要領及び指名停止の公表）

第12　町長は、閲覧場所を定めて、この要領を公表するものとする。

２　資格審査委員会は、第９の規定により通知した当該指名停止に係る競争入札参加指名停止通知

　書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。